（様式第６－３号）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

白岡市

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２ 促進計画の目標

１． 西部地区

(1) 現況

本地域は、市の西部に位置している土地改良施行地区を核とした集落営農地域である。地域のシンボルである柴山沼や元荒川、隼人堀川、見沼代用水の伏越等の自然環境を活かした都市農村交流拠点でもあり、特産の梨も多く生産している。今後も、この豊かな営農環境や農村環境を維持するため、農業者だけでなく地域の人々の参加により、営農環境の向上や環境美化に努めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、今後も法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進していくことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２． 中部地区

(1) 現況

本地域は、市の中部に位置した平坦な水田地帯の地域である。隼人堀川、姫宮落川、庄兵衛堀川、備前堀川といった人工河川や黒沼用水、笠原沼用水などの整備された用水路も多く、自然河川に代わる貴重な水辺環境が整っている。しかし、一部で耕作放棄地の広がりが見られるため、耕作放棄地の解消や農村環境の保全が課題となっている。今後は本地域の水辺環境を活かしていくため、農業者だけではなく地域の人々の参加により、上記の課題の解決に努めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、今後も法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進していくことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

　３．東部地区

(1) 現況

本地域は、市の東部に位置し、台地上は梨園等の畑地が点在しており、低地では水田地帯が広がっている地域である。一部の水田地帯では水稲以外に転作による一定規模の大豆栽培や麦の作付けがされており、活発に営農が行なわれている。この営農環境や農村環境を維持していくため、農業者だけではなく地域の人々の参加により維持管理活動に努めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、今後も法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進していくことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３ 法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業

に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 西部地区 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業 |
|  | 中部地区 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業 |
|  | 東部地区 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業 |

４ 法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施

を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５ その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　　設定しない。